

保管証について

保管証については以下のとおりです。

(1) 保管証には、遺言者の氏名、出生の年月日、手続きを行った遺言書保管所の名称及び保管番号が記載されています。



※保管番号は、保管した遺言書を特定するための重要な番号です。

(2) 保管証は、再発行ができませんので紛失にはご注意ください。

(3) 法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けていることをご家族等に伝える際、保管証の写しを渡すなどされると確実です。

(4) 遺言者及び相続人等のその後の手続きで、保管証があると手続きがスムーズになりますので、大切に保管してください。

※一度保管した遺言書は、遺言者が保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

 	
保管証	
遺言者の氏名	遺言 太郎
遺言者の出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	〇〇法務局
保管番号	10101-202007-100

保管証のイメージ

上記の遺言者の申請に係る遺言書の保管を開始しました。

令和2年7月10日
〇〇法務局

遺言書保管官
法務 三郎

